

# 令和5年度 社会福祉法人美里町社会福祉協議会 事業計画

(自)令和5年4月1日 (至)令和6年3月31日

## 【基本方針】

日本では、全国的な少子・高齢化により人口減少の加速、高齢者や児童等への虐待や引きこもり、また新型コロナウイルス感染症の流行で生活困窮がもたらした貧困の連鎖、併せてロシアによるウクライナ侵攻の影響を受け、物価が高騰し生活が逼迫するなどさまざまな課題が山積している中で、多くの住民から資金貸付など生活上の相談と共に将来への不安の声が聞かれます。

また、地域の見守り活動やボランティア活動などについては、新型コロナウイルス感染症の分類が5月から「2類」から「5類」に引き下がることになるが、感染症予防への対応は引き続き必要であり、災害時の対応においても更なる注意が必要になってきます。

このような状況下において、家族の絆はもとより、地域住民同士の支え合い、つながりを絶やさないことの大切さが改めて重要視されています。

本会は、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的」と位置付けられている社会福祉協議会として、地域住民や社会福祉関係者、行政に支えられた『公共性』と、民間組織としての『自主性』という2つの側面を併せ持つ組織力を活かして、「地域共生社会」の実現に向けて区長や民生委員・児童委員、各種団体や関係機関等と協働し、住民が共に支え合い、暮らしと地域社会に豊かさを生み出せる地域づくりを目指した事業を推進します。

## 【重点目標】

1. 地域住民の理解と参加による組織の基盤強化の推進
2. ボランティア事業の推進と活動者の育成及び支援
3. 生活支援活動の強化

## 【実施事業】

1. 会務の運営
  - ・理事会、評議員会、監事会、評議員選任・解任委員会の開催
2. 社会福祉協議会の基盤強化の推進及び福祉活動計画の策定
  - ・社会福祉協議会の基盤の充実強化を図る
  - ・行政が策定した「地域福祉計画」と連携した「地域福祉活動計画」策定
3. 高齢者福祉事業
  - ・配食サービス事業（月2回 対象者：70歳以上の一人暮らし高齢者）
  - ・会食サービス事業（年1回 対象者：70歳以上の一人暮らし高齢者）

・高齢者いきいきサロン事業への支援

地域の集会所等を利用して、高齢者が気軽に集える居場所づくりを行うことにより、社会的孤立感の解消を図ることを目的とする。社協では自主運営支援としてボランティア派遣の調整やレクリエーション用具等の貸し出しを行う。

4. 共同募金事業

・埼玉県共同募金会美里町支会として、赤い羽根共同募金、地域歳末たすけあい募金運動を推進する。

5. 日本赤十字社事業

・日本赤十字社美里町分区として、赤十字社資募集運動や各種事業を推進する。また、美里町赤十字奉仕団の事務局としてボランティア活動を支援する。

6. 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の推進

・判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害のあるかたなどで日常生活に不安があるかたの相談・援助の実施。

7. ボランティア活動の推進

・ボランティアセンターの活動強化

ボランティア活動を推進するため、活動者へボランティア活動保険の掛金を助成する。また、情報の収集と発信を図る。

・傾聴ボランティア養成講座修了者にフォローアップ講座を開催し、傾聴技術の向上を図る。

・高齢者の健康活動をサポートする団体（高齢者いきいき活動応援団）を養成するため、体操や健康づくりの指導・実践の知識や技術を学ぶ研修会を継続実施する。

・災害ボランティアセンターの運営強化

①災害時ボランティアセンターの設置・運営について、町と協議し、事務マニュアルを作成する。また、近隣ボランティアセンターや各団体などと災害時の協力体制の強化を図る。

②災害ボランティアに関心を持ち、有事の際に活動できるボランティアを養成するため、「災害ボランティア初心者セミナー」を開催する。また修了者には「フォローアップセミナー」を開催し、幅広い知識の向上を図る。

③町や近隣社協、災害ボランティアと連携し、「災害ボランティアセンター立ち上げ訓練」を実施する。

・福祉教育体験学習サポーター養成講座を開催し、町内の小中学校で行う体験学習を実施する際に社会福祉協議会と連携し、支援できる人材

を養成する。

## 8. 福祉教育事業

- ・社会福祉協力校の指定（町内4小中学校）
- ・高校生ワークキャンプの実施（町内外の高校生を対象とした福祉の体験学習）
- ・各小中学校の「総合的な学習の時間」等を活用した福祉教育講座、車いす体験、高齢者疑似体験等の実施。
- ・夏休みボランティア体験プログラム事業の実施（町内の学生や町民を対象とし、社会福祉施設や地域のサロンでのボランティア活動やポッチャ、点字体験、白杖体験、災害学習等を実施）

## 9. 資金貸付事業

- ・生活福祉資金（県社協事業）の貸付事業（低所得者等に対する生活援助資金の貸付援助活動）
- ・福祉資金の貸付事業（つなぎ資金貸付援助活動）

## 10. あんしんセーフティネット事業

- ・社会福祉施設と社協が連携し、訪問による相談活動を行うとともに、逼迫した状況の場合、食材の提供や公共料金の支払いなど、現物給付による経済的援助を行う。（10万円を限度として現物給付）

## 11. 地域でお祝い「長寿の集い」事業

- ・町で実施していた「敬老会」に替わる行政区主催の「長寿の集い」を受託し、助成金の交付や感謝状・祝い品の贈呈を行い、高齢者の健康づくりと地域交流を推進する。

## 12. 生活支援体制づくりの推進

- ・地域高齢者の生活を支える仕組みづくりを担う生活支援コーディネーター業務を町から受託し、町や関係機関、地域住民と連携のもと、大沢・松久・東兎玉地区で定期的な話し合いの場を開催し、活動の支援を行う。また、町や関係機関の話し合いの場で、各地域から出た課題を提示・協議していく。

## 13. 「福祉サポーター」の設置及び活動推進

- ・見守りが必要なひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に、緩やかに見守りを行う福祉サポーターを各行政区に設置していく。

## 14. 婚活イベントの開催（共催：美里町・本庄市・神川町・上里町社協）

- ・30歳代から40歳代を中心とした独身の男女を対象に婚活パーティー等の実施やその親を対象とする講演会を開催する。

## 15. 民生委員・児童委員との連携強化

- ・地域住民の福祉サービス等に関する相談への相互連携

- ・事業や調査、自主的な地域福祉活動への協力と連携
16. アスポート相談支援センターや行政との連携強化
    - ・生活困窮者自立支援制度による、生活に困っている世帯に対してアスポートやフードバンク等関係機関と連携を密にし、相談支援体制を強化する。
  17. 見守りネットワークの構築
    - ・児玉警察署とのネットワークに関する覚書の締結に基づき、高齢者等が安心して生活できるよう「見守りネットワーク」の構築を図る。
  18. 広報啓発活動
    - ・町広報紙により社協事業活動の啓発を行う。
    - ・ホームページ等による情報等周知の充実
  19. 福祉に関する生活相談
    - ・地域福祉の推進拠点として、住民の福祉に関する生活相談に対応できる支援体制を整える。
  20. 生活困窮者生活支援
    - ・町民や企業から食料等の支援を受け、希望する生活困窮者に集まった食料を支援するフードパントリーを実施する。
    - ・災害時にも対応するために保管している非常食等を、一時的に食料の貯えが無くなった生活困窮者等に配布し生活支援を実施する。
    - ・新型コロナ等による経済的困窮で生理用品の確保が困難な方を対象に生理用品を無償で配布する。
  21. こども、子育て支援事業
    - ・こども食事支援
    - ・子育て世代の生活力向上支援
  22. 成年後見業務の整備
    - ・判断能力の低下したかたの財産管理や身上保護を行う成年後見制度の後見等の業務を法人として受任できる体制を整備するために、町や近隣社協、関係機関等と連携・協力を図る。
  23. その他各種福祉活動の推進
    - (1) 関係機関及び団体との連絡調整
    - (2) 車いす・高齢者疑似体験セット・テント等の貸出
    - (3) 各種福祉団体の育成援助
      - ・老人クラブ・遺族会など
    - (4) 町主催行事への協力
      - ・戦没者追悼式（隔年）
    - (5) 各種リサイクル活動等の推進
      - ・ペットボトルキャップ、使用済切手、未使用ハガキ等

- ・こども服リサイクル
- (6) 各種強調月間及び週間行事に協力
  - ・日本赤十字社会員増強運動
  - ・児童福祉週間
  - ・社会を明るくする運動
  - ・老人福祉週間
  - ・身体障害者福祉週間
  - ・行政相談週間
  - ・人権擁護週間 他